

2025 年度松山ー上海線中国人旅行者誘客事業について

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会では、松山ー上海線を利用して愛媛県内に宿泊する旅行商品について、次のとおり助成を行う予定ですのでご活用ください。

1 助成対象となる旅行商品

次の条件を全て満たす旅行商品が対象となります。

- (1) 松山ー上海線を利用すること。
- (2) 愛媛県内に1泊以上宿泊すること。
- (3) 参加人数が5名以上であること（中国人添乗員を除く）。
但し、国、地方公共団体等から支給される旅費により旅行する者は除く。
- (4) 愛媛県内で2か所以上の観光地を訪問すること。

2 助成金の額

(1) 2025年7月3日～31日

訪日旅行の区分	助成金額
松山ー上海線を片道利用し、かつ県内に1泊以上する場合	10,000円/人
松山ー上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合	15,000円/人
松山ー上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合	30,000円/人

(2) 2025年8月1日～2026年3月31日

訪日旅行の区分	助成金額
松山ー上海線を片道利用し、かつ県内に1泊以上する場合	5,000円/人
松山ー上海線を往復利用し、かつ県内に1泊する場合	7,500円/人
松山ー上海線を往復利用し、かつ県内に2泊以上する場合	15,000円/人

3 助成金の申請手続き

(1) 助成金の申請

旅行出発の7日前までに、次の書類を事務局へ提出してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 旅行予定表
- ③ 委任状（様式第1-1号） ※申請者とツアー実施者が異なる場合に提出

(2) 事業の変更承認申請又は中止承認申請

ツアー催行中止や参加者数が2割以上増減する等の大幅な変更がある場合は、旅行出発日までに次の書類を事務局へ提出してください。

- ① 変更承認申請書（様式第2号）又は中止承認申請書（様式第3号）
- ② 旅行予定表 ※中止の場合は提出の必要なし
- ③ 参加者予定名簿 ※中止の場合は提出の必要なし

(3) ツアーの催行

領収書など対象経費の根拠となる書類を保管するようにして下さい。

(4) 実績報告

ツアー出発日の属する翌月の20日までに、次の書類を事務局へ送付し助成金を請求します。

- ① 事業実績報告書（様式第4号）
- ② 参加者名簿
- ③ 旅行日程表
- ④ 県内宿泊を証する書類
- ⑤ 松山ー上海線の利用証明書

(5) 請求

助成金額の確定通知があった場合は、速やかに「助成金交付請求書（様式第5号）」を事務局へ提出してください。

(6) 助成金の支払い

裏面に続く

4 注意事項

本事業の内容は、愛媛県および松山市における令和7年度6月補正予算の成立（議会承認が必要）をもって実施するものであるため、今後予算が成立するまでの間、変更の可能性がります。

なお、予算枠を超過した場合は、助成金の交付を終了します。

また、本申請手続きのやり取りは日本語で行いますので、日本語以外の言語での問い合わせ等は受け付けません。

5 事務局（問合せ先、書類送付先）

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会事務局

（住 所）〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県観光国際課内

（電 話）+81-89-912-2311 （E-Mail）kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp